第二十一条の二中「（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出）」を「（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）」に改め、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十一条の三中「（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出）」を「（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）」に改め、同条第二号中「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十二条中「（適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出）」を「（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）」に改め、同条第二号中「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十二条の三第六項を同条第七項とし、同条第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「（定期同額給与の範囲等）」を削り、同項第二号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第一号の内国法人が令第六十九条第一項第一号イ(1)に掲げる法人である場合には、前項第一号に規定する定款等の定め又は同項第二号の特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容

第二十二条の三第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第六十九条第一項第一号イ(1)（定期同額給与の範囲等）に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人（会計監査人を置いているものに限る。）の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合

二　当該通算法人に特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

第二十四条の三中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の四中「に係る届出」を削り、同条第二号中「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の五中「に係る届出」を削り、同条第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の六中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の七中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の八中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の十中「に係る届出」を削り、同条第二号中「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の十一中「に係る届出」を削り、同条第二号中「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十四条の十二中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十五条中「に係る届出」を削り、同条第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十五条の五第二号イ中「以下この号及び」を「ロ及び」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同号ロ中「（当該分割法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十五条の六中「（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に係る届出）」を「（貸倒引当金）」に改め、同条第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十五条の九第一号中「又は連結個別資本金等の額」を削る。

第二十六条の二第二項第一号中「第百十二条第五項第一号」の下に「（同条第八項において準用する場合にあつては、同条第七項）」を加え、同項第二号ロ中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第三項中「同条第六項」を「同条第六項第三号ロ」に、「前項第二号ロ」を「前項第一号中「第百十二条第五項第一号（同条第十一項において準用する」と、「同条第七項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第七項」と、同項第二号ロ」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第二十六条の二の二に次の二項を加える。

4　第一項の規定は、令第百十三条第十二項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第一項第一号中「第百十三条第一項第一号」とあるのは「第百十三条第十二項において準用する同条第一項第一号」と、同項第二号ロ中「第百十三条第二項の内国法人」とあるのは「第百十三条第十二項において準用する同条第二項の通算法人」と読み替えるものとする。